

## 在宅超重症児（者）等短期入所受入体制支援事業について

### 1 事業の実施状況

(1) 在宅の超重症児（者）及び準超重症児（者）（以下「超重症児（者）等」という。）の短期入所の受入先が不足している現状から、介助する家族の負担軽減を目的に、平成 29 年 10 月 1 日から事業を開始したところ。

(2) 市町村の状況

平成 30 年 7 月 1 日現在において、事業導入済の市町村は 19 市町村、導入予定の市町村は 2 市町となっている。

実施していない理由として、対象児者がいないとするものが最も多く、次いで、利用可能事業所等が無いといった受入体制の整備が進んでいないことがあげられている。

(3) 短期入所事業所の状況

県内の短期入所事業所において、在宅超重症児（者）等の受け入れを実施している事業所は、6 事業所であり、このうち、本事業を実施している事業所は 3 事業所となっている。

	事業所区分	事業所名	定員	所在地	事業所認定	利用状況
1	医療型短期入所事業所	岩手県立療育センター	5	盛岡市	○	33 日
2		みちのく療育園	4	矢巾町	○	54 日
3		国立病院機構岩手病院	(空床利用)	一関市	-	
4		国立病院機構釜石病院	(空床利用)	釜石市	-	
5		介護老健施設まつみ	(空床利用)	北上市	-	
6	福祉型短期入所事業所	黄金荘やすらぎ	6	平泉町	○	24 日

(4) 平成 29 年度の利用実績

平成 29 年度においては、利用実人員 7 人（盛岡市 4 人、一関市 2 人、遠野市 1 人）、延べ利用日数は 1 1 1 日となっている。

### 2 今後の対応

(1) 今後も、医療機関や老人保健施設、福祉サービス事業者等に事業の紹介等を行い、実施事業所の増加に取り組んでいく。

(2) 超重症児（者）等を受け入れる短期入所事業所の増加については、介護給付費の報酬の引き上げが必要であり、平成 30 年 4 月の改定で増額されたところであるが、引き続き、診療報酬と同程度の水準となるよう、国に要望していく。

(参 考)

県内市町村の状況

	事業の導入状況 (H30. 5月現在)			管内における在宅 超重症児(者)等 在住状況
	済	H30 年度予定	未定	
盛岡市	○			38
宮古市	○			4
大船渡市	○			3
花巻市	○			10
北上市	○			6
久慈市	○			1
遠野市	○			1
一関市	○			17
陸前高田市			○	1
釜石市	○			2
二戸市	○			4
八幡平市		○		1
奥州市	○			8
滝沢市	○			1
雫石町	○			1
葛巻町		○		
岩手町	○			
紫波町	○			4
矢巾町	○			3
西和賀町			○	
金ヶ崎町			○	2
平泉町	○			1
住田町	○			
大槌町			○	
山田町	○			
岩泉町			○	
田野畑村			○	
普代村			○	
軽米町			○	
野田村			○	
九戸村			○	
洋野町			○	
一戸町			○	
計	19	2	12	108人

## 在宅超重症児（者）等短期入所受入体制支援事業の概要について

### 1 補助制度創設の趣旨

在宅の超重症児（者）及び準超重症児（者）（以下「超重症児（者）等」という。）の短期入所の受入については、現在、4圏域、6事業所に止まっている。こうした状況から、平成27年度に県が実施した在宅重症心身障がい児・者を対象としたニーズ調査結果や家族団体からの要望において、短期入所事業の充実に係る要望が多く寄せられている。

また、超重症児・者等に対応する短期入所事業所が少ない理由として、障害福祉サービスの介護給付費が低廉であることを関係者から伺っている。

このため、県と市町村が協働して、各圏域で、超重症児（者）等の短期入所事業所の受入体制を構築するために平成29年度当初予算に下記事業を計上しているところ。

### 2 在宅超重症児（者）等短期入所受入体制支援事業

本事業では、市町村を実施主体とした「在宅超重症児（者）等短期入所受入体制支援事業費補助金」及び事業者を実施主体とした「在宅超重症児（者）等短期入所事業所機器整備費補助金」の2つの補助金の創設を予定しているところ。

#### (1) 在宅超重症児（者）等短期入所受入体制支援事業費補助金（事業主体：市町村）

県は市町村が行う、障害福祉サービスの短期入所にかかる介護給付費の上乗せ支給をする事業に対して、下記表に定める区分に応じて補助する。

なお、補助対象事業に係る支給にあたっては、障害者総合支援法第29条に基づく法定代理受領と同様の取扱とする。

#### 【補助基準額及び補助率】

事業所区分 (県内の事業所に限る。)	補助基準額	補助率
医療型短期入所事業所	利用者1人あたりにサービス提供を行った日数につき補助 <b>1 超重症児（者）を受け入れた場合</b> 1人1日につき14,600円 <b>2-1 準超重症児（者）（レスピレーター管理されている者）を受け入れた場合</b> 1人1日につき10,600円 <b>2-2 準超重症児（者）であって2-1以外の者を受け入れた場合</b> 1人1日につき4,600円	2分の1
福祉型短期入所事業所	<b>超重症児（者）等を受け入れた場合</b> 利用者1人あたりにサービス提供を行った日数につき補助 1人1日につき7,000円	

#### (2) 在宅超重症児（者）等短期入所事業所機器整備費補助金（事業主体：事業者、補助率：県1/2、事業者1/2）

在宅超重症児（者）等を受け入れる短期入所事業所に対し受入に必要な機器の購入費を補助する。

#### 【補助基準限度額】

- ア 医療型短期入所事業所 7,000千円
- イ 福祉型短期入所事業所 800千円

[別紙]

## 1 本事業の対象となる超重症児（者）及び準超重症児（者）

医療を要する状態にある障がい児及び障がい者のうち、介助によらなければ座位が保持できず、かつ、人工呼吸器を使用する等、特別の医学的管理が必要な状態が6月以上継続している状態であり、

- ・超重症児（者）⇒判定スコアの合計が25点以上にある者
- ・準超重症児（者）⇒判定スコアの合計が10点以上（25点未満）にある者

### 【超重症児（者）及び準超重症児（者）の判定基準】

以下の各項目に規定する状態が6か月以上継続する場合※1に、それぞれのスコアを合算する。

1. 運動制限：座位まで

2. 判定スコア

(スコア)

(1)	レスピレーター管理 ※2	=10
(2)	気管内挿管、気管切開	= 8
(3)	鼻咽頭エアウェイ	= 5
(4)	O <sub>2</sub> 吸入又はSpO <sub>2</sub> 90%以下の状態が10%以上	= 5
(5)	1回/時間以上の頻回の吸引	= 8
	6回/日以上以上の頻回の吸引	= 3
(6)	ネブライザー 6回/日以上または継続使用	= 3
(7)	IVH（中心静脈栄養）	=10
(8)	経口摂取（全介助）※3	= 3
	経管（経鼻・胃ろう含む）※3	= 5
(9)	腸ろう・腸管栄養 ※3	= 8
	持続注入ポンプ使用（腸ろう・腸管栄養時）	= 3
(10)	手術・服薬にても改善しない過緊張で、発汗による更衣と姿勢修正を3回/日以上	= 3
(11)	継続する透析（腹膜灌流を含む）	=10
(12)	定期導尿（3回/日以上）※4	= 5
(13)	人工肛門	= 5
(14)	体位交換 6回/日以上	= 3

<判定> 1の運動機能が座位までであり、かつ、2の判定スコアの合計が25点以上の場合を超重症児（者）、10点以上25点未満である場合を準超重症児（者）とする。

※1 新生児集中治療室を退室した児であって当該治療室での状態が引き続き継続する児については、当該状態が1か月以上継続する場合とする。ただし、新生児集中治療室を退室した後の症状憎悪、又は新たな疾患の発生についてはその後の状態が6か月以上継続する場合とする。

※2 毎日行う機械的気道加圧を要するカマシ・NIPPV・CPAPなどは、レスピレーター管理に含む。

※3 (8)(9)は経口摂取、経管、腸ろう・腸管栄養のいずれかを選択。

※4 人工膀胱を含む。

### 【出典】

基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（平成28年3月4日付保医発0304第1号厚生労働省保険局医療課長、厚生労働省保険局歯科医療管理官連名通知）別添6の別紙14

## 2 県内の短期入所事業の状況

県内で重症心身障がい児（者）を受け入れている短期入所事業所は28施設であり、そのうち超重症児（者）等を受け入れている事業所は6施設である。

### (1) 超重症児（者）等を受け入れている事業所

	事業所区分	事業所名	定員	事業所所在地
1	医療型短期入所事業所	県立療育センター	5	盛岡市
2		みちのく療育園	4	矢巾町
3		国立病院機構岩手病院	(空床対応)	一関市
4		国立病院機構釜石病院	(空床対応)	釜石市
5		介護老人保健施設まつみ	(空床対応)	北上市
6	福祉型短期入所事業所	黄金荘やすらぎ	6	平泉町

### (2) 重症心身障がい児（者）を受け入れている事業所

